

高額療養費制度が見直されます (令和8年8月診療分から)

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111
内線 144、147

高額療養費とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

高額療養費の上限額が令和8年8月診療分から変わります。また、新たに**年間上限額が新設**され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。高額療養費制度の見直しは**令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施**します。

※下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～			
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円(※1)＞	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満の人は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降償還払い。



※今回の見直しの背景などに関する質問は、厚生労働省コールセンターにおいても承っています。

問合せ ☎ 0120(617) 111
※対応期間…月曜日～土曜日
9:00～18:00
(日曜・祝日・
年末年始は休業)
※運用期間
7月～令和9年3月



詳細はこちら!

予防接種はお済みですか(無料定期接種)

まだ接種をしていない人は、夏休みの機会を利用するなど、
体調の良いときにぜひ接種しましょう！

問合せ 健康増進課
☎(42) 8421



	種類	対象	予診票郵送時期
1	水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳になる前日まで	生後1か月に冊子にて
2	麻疹(はしか)・風しん第1期	1歳～2歳になる前日まで	
3	麻疹(はしか)・風しん第2期	(年長児) 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ 生後6か月から7歳6か月になる前日まで	年長になる4月
4	日本脳炎(第1期)	(標準的な接種年齢) 初回:3歳になってから4歳になるまで 追加:4歳になってから5歳になるまで	令和4年1月から生後1か月の時に冊子にて予診票を送付
5	日本脳炎(第2期)	9歳～13歳になる前日まで (標準的な接種年齢は小学4年生)	小学4年生になる4月
6	日本脳炎(特例対象者)	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で、20歳になる前日まで	健康増進課にご連絡ください
7	二種混合	11歳～13歳になる前日まで (標準的な接種年齢は小学6年生)	小学6年生になる4月
8	子宮頸がん	(小学6年生から高校1年生までの女子) 平成22年4月2日～平成27年4月1日生まれ 14歳以下の場合:2回、15歳以上の場合:3回	中学1年生になる4月

※予診票をお持ちでない人は、母子手帳持参の上、健康増進課にお越しください。

ひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

問合せ こども支援課
☎(42) 8454



◆児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

◆ひとり親家庭等医療費

医療保険制度で医療にかかった場合の医療費支給制度です。

対象

- ①父子家庭の父とその子ども
- ②母子家庭の母とその子ども
- ③父母のいない子どもとその養育者
- ④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する母または父

※所得制限があります。

※子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までが対象です(一定の障がいがある場合は20歳になるまで)。

手当の金額(令和8年4月分から)

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降	11,350円	11,340円～5,680円
加算額	(一人につき)	(一人につき)

手当の金額は、受給資格者、扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になります。

※子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までが対象です。
(一定の障がいがある場合は20歳になるまで)

◆特別児童扶養手当

対象

身体などに一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人。ただし、子どもが施設に入所している、または障がいを支給事由とする年金を受給している場合は除きます。

障害の程度	月額
1級	58,450円
2級	38,930円

生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられます



決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度での運転を心がけましょう。

問合せ くらし防災課 ☎(43) 1111 内線586、587

改正道路交通法施行令の施行により、9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げとなります。

◆法定速度が「時速30km」に引き下げられる道路

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路(生活道路)



※道路標識や道路標示により最高速度が指定されている道路では、引き続き、法定速度ではなく、指定されている速度が自動車の最高速度となります。

◆引き続き法定速度が「時速60km」の道路

- ・道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

